

# 松江市地域公共交通計画策定業務委託 プロポーザル実施要領

## 1 業務の概要

### (1) 委託業務名

松江市地域公共交通計画策定業務委託

### (2) 目的等

松江市地域公共交通計画策定業務委託（以下「本業務」という。）は、松江市が目指す「コンパクト・プラス・ネットワーク」を具現化するうえで、公共交通が果たすべき役割を明らかにし、本格的な人口減少社会においても持続可能な公共交通を形成するための交通マスタープランとして松江市地域公共交通計画を策定することを目的とする。

なお、策定にあたっては、新たな時代に対応したまちづくり、中心市街地の再生及び観光振興等の視点のほか、これまで松江市公共交通利用促進市民会議を核として育んできた市民・企業・交通事業者・行政の良好な関係に基づく、誰もが利用しやすい松江市の公共交通が確保される「どだいづくり」についても念頭に置くこととする。

本業務の履行にあたっては、豊富な知識、技術及び経験等が求められることから、価格のみでなく実績、専門性、技術力、企画力及び創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者を選定するため、プロポーザル方式によって契約の相手方となる候補者を決定するもの。

### (3) 委託期間

契約締結の翌日から令和6年3月27日までとする。

### (4) 委託業務内容

別紙「松江市地域公共交通計画策定業務委託仕様書」のとおり。

## 2 提案上限額

13,300千円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

## 3 実施形式

プロポーザル方式とする。

## 4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- ③ 松江市競争入札参加資格を有する場合、指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止期間を経過していること。

- ④ 国税及び地方税を滞納していないこと。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団又は同条第６号に規定する暴力団員が経営に関与していないこと。
- ⑥ 本委託事業の実施にあたり、本事業の趣旨を十分に理解し、必要とされる業務経験等を有した者を従事させ、公益に資する意思を持って本事業に参加するものであること。

## ５ スケジュール

| 件 名                | 期 限 等                      |
|--------------------|----------------------------|
| プロポーザル実施要領及び仕様書の広告 | 令和５年５月２４日（水）               |
| 仕様書等に関する質問受付       | 令和５年５月３０日（火）１７時必着          |
| 仕様書等に関する質問回答       | 令和５年６月１日（木）までに松江市ホームページに掲載 |
| 参加表明書の提出           | 令和５年６月６日（火）１７時必着           |
| 企画提案書の提出期限         | 令和５年６月１４日（水）１７時必着          |
| プレゼンテーションの詳細案内     | 令和５年６月２１日（水）※予定            |
| プレゼンテーション審査の開催     | 令和５年６月下旬～７月上旬              |
| 審査結果の通知            | 令和５年７月上旬                   |
| 契約締結               | 令和５年７月上旬～中旬※予定             |

※但し、参加者が５社を超える場合は、書類審査（１次審査）を実施する場合がある。

## ６ 配布資料

### （１） 配布方法

本市ホームページに掲載 ※郵送、メール等による配布は行わない。

### （２） 配布資料

- ① 実施要領（本書）
- ② 仕様書（別紙１）
- ③ 誓約書（様式１）
- ④ 参加表明書（様式２）
- ⑤ 企画提案書（様式３）
- ⑥ 会社の概要（様式４）
- ⑦ 類似業務受託実績（様式５）
- ⑧ 業務実施体制（様式６）
- ⑨ 提案価格書（様式７）
- ⑩ 質問書（様式８）
- ⑪ 参加辞退届（様式９）

## 7 質問の受付及び回答

### (1) 質問のできる者

本書及び仕様書等に関して質問できる者は、「4 参加資格」を満たしている者で、かつ参加表明書（様式2）を提出した者あるいは提出する意思のある者とする。

### (2) 質問期限 令和5年5月30日（火）17時必着

### (3) 様式 質問書（様式8）

### (4) 質問方法 「12 問い合わせ先・書類提出先」に電子メールで問い合わせることとし、電子メール送信後、担当者まで電話にて送信確認すること。

## 8 応募書類

### (1) 参加表明

#### ① 提出書類 参加表明書（様式2）

#### ② 提出期限 令和5年6月6日（火）17時必着

#### ③ 提出部数 1部

#### ④ 提出先 松江市公共交通利用促進市民会議事務局（松江市都市整備部交通政策課）

#### ⑤ 提出方法 持参又は郵送による。

#### ⑥ その他 参加表明書提出後に辞退する場合は、参加辞退届（様式9）にて提出先まで申し出ること。なお、参加辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益な扱いは行わない。

### (2) 企画提案書

#### ① 提出書類

##### (ア) 企画提案書

#### ⑦ 仕様等 表紙は（様式3）を使い、提案書はA4版（縦横問わず。必要に応じA3版片袖折の使用可）とする。行・文字・文字間隔・図表の使用・枠組み等の様式は自由とする。

#### ⑧ 枚数 片面使用、表紙を除き10頁以内（A3版は2頁分とみなす）とする。

#### ⑨ 提案内容

- ・現状において考えられる松江市の公共交通体系に係る問題点及び課題
- ・問題点及び課題を解決するために取り組むべき施策の方向性
- ・ニーズ調査結果の分析、考察及び地域公共交通計画策定の手法
- ・地域公共交通計画書の構成、デザイン及びレイアウト
- ・新たなモビリティサービス体系の提案
- ・松江市の公共交通に関する自由提案

#### (イ) 会社の概要（様式4）

#### (ウ) 類似業務受託実績（様式5）及び成果物1～2点

#### (エ) 業務実施体制（様式6）

#### (オ) 提案価格書（様式7）及び提案価格内訳書（様式は任意）

提案価格書については、別紙「松江市地域公共交通計画策定業務委託仕様書」の内容により見積るものとし、消費税及び地方消費税相当額を含んだ額を記載すること。提案価格の詳細は「提案価格内訳書」に記載し、「提案価格書」と「提案価格内訳書」は割印すること。なお、市民アンケートの返信に係る郵送料は、回収率 50%で算出すること。

②提出期限 令和 5 年 6 月 14 日（水）17 時必着

③提出部数 10 部（ただし、上記「①提出書類」のうち、（ウ）に掲げる成果物及び（オ）については、1 部とする。）

④提出先 松江市公共交通利用促進市民会議事務局（松江市都市整備部交通政策課）

⑤提出方法 持参又は郵送による。

### （3）その他

#### ① 失格となる参加表明書、企画提案書等

参加表明書、企画提案書等が、次の事項の一つに該当する者は、失格となる場合がある。  
なお、失格となった場合は、別途通知する。

- ㊦ 提出期限、提出先及び提出方法に適合しないもの。
- ㊧ 指定する様式及び本要領に示した条件に適合しないもの。
- ㊨ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- ㊩ 虚偽の内容が記載されているもの。
- ㊪ 前記「2 提案限度額」を超えたもの。
- ㊫ 別紙「仕様書」の要件に適合しないもの。
- ㊬ 上記「4 参加資格」を満たしていないものによる企画提案書等

#### ②制約事項

- ㊦ 提出書類の作成及び提出に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- ㊧ 提出された書類等は、事業者の選定以外には、提案者に無断で使用しない。
- ㊨ 提出された書類等は、事業者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- ㊩ 提出された書類等は、提出期限後の差替え及び再提出は一切受け付けない。
- ㊪ 提出された書類等は全て返却しない。
- ㊫ 提出された書類等に対し、必要に応じてヒアリングを実施することがある。

## 9 企画提案に関するプレゼンテーション

提出された企画提案書の内容について、次のとおり提案者のプレゼンテーションを実施する。

- （1）実施日時 令和 5 年 6 月下旬～7 月上旬を予定しているが、詳細は該当者に通知する。
- （2）出席者 1 者 3 名以内とする。（業務を受託した際に管理責任者・主任技術者等となる者が必ず出席すること。）
- （3）その他
  - ・プレゼンテーションは、1 者 15 分以内とし、15 分程度の質疑応答を行う。
  - ・プレゼンテーションは、企画提案書の内容に基づき実施すること。なお、プレゼンテーションでのパワーポイントの使用を認めるが、資料の追加配布は原則として認めない。

・パワーポイントを使用する場合は、プロジェクター及び自立型スクリーンを除く必要な機材を参加者が準備すること。また、機材の故障等が発生した場合、松江市公共交通利用促進市民会議事務局はいかなる責任も負わない。

## 10 事業者の選定・審査・契約

- (1) 審査は、松江市公共交通計画策定業務委託プロポーザル審査委員会（以下（委員会）という。）が「評価基準表」に基づき、評価点方式で行う。
- (2) 審査は委託候補者の優先順位を決定するものであり、本業務は審査の結果、評価点の最高得点者を第一優先交渉権者として選定する。次点は第二優先交渉権者とし、以降も同様とする。
- (3) 委託候補者と協議し、仕様書等契約内容について合意した場合は、契約を締結する。契約内容については、仕様書及び委託候補者の提案の内容を踏襲するものとするが、やむを得ず契約内容の変更を要する場合は、契約時において本会議と委託候補者との協議・調整のうえ、内容を決定する。  
なお、順位の最も高かった委託候補者と協議し、合意しなかった場合は、次順位の委託候補者との協議を行う。また、以降も同様とする。
- (4) 評価点が同点の場合は、委員会の各委員の合議により決定するものとする。
- (5) 委員会の評価点の合計が全体の6割未満である場合は、優先交渉権者としては選定しないものとする。
- (6) 審査の結果は、松江市ホームページへ掲載し、全提案者に対して郵送で通知する。なお、選定理由等の問い合わせには応じない。

## 11 その他

- (1) 費用負担  
企画提案書の作成・提出及びプレゼンテーションの実施等、本プロポーザルの参加に要した費用の全ては、参加者の負担とする。
- (2) 個人情報  
個人情報を適切に管理・保護するために必要な措置を講じること。
- (3) 著作権
  - ① 提出書類に含まれる著作物の著作権は提案者に帰属する。
  - ② 提出書類は、プロポーザルの実施及び契約の事務処理において必要な場合のみに用いるものとし、他の用途には用いない。
  - ③ 提出書類については、松江市情報公開条例（平成17年松江市条例第14条）第5条の規定に基づき公開請求されたときは、同条例第7条に定められた非公開情報を除き、公開の対象とする。ただし、選定期間中においては、同条例第5条の規定に基づき、公開の対象としない。
- (4) 契約保証金  
契約保証金は免除する。
- (5) 審査又は契約の延期

- ① 天災その他やむを得ない理由により、審査又は契約を行うことができない場合は延期する。
- ② 提案者の損害は提案者の負担とする。

1 2 問い合わせ先・書類提出先

担当部署 松江市公共交通利用促進市民会議事務局（松江市都市整備部交通政策課）

所在地 〒690-8540 松江市末次町 86 番地

電話 0852-55-5661 F A X 0852-55-5915

電子メールアドレス kotsu@city.matsue.lg.jp

(別表)

## 採 点 基 準 表

(委員一人あたり)

| 評価項目                                                         | 評価内容                                              | 配点  |
|--------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------|-----|
| 現状において考えられる松江市の公共交通体系に係る問題点及び課題                              | 適切なデータ、理由及び考え方に基づいて問題点及び課題が示されているか。               | 15  |
| 問題点及び課題を解決するために取り組むべき施策の方向性                                  | 仕様書の内容を理解し、多角的な視点に立って、独創性があり、かつ実効性の高い考え方が示されているか。 | 15  |
| ニーズ調査結果の分析、考察及び地域公共交通計画策定の手法                                 | 市民ニーズ等を的確に計画に反映させる実効性の高い手法が示されているか。               | 15  |
| 地域公共交通計画書の構成、デザイン及びレイアウト                                     | 読みやすく、わかりやすく、使いやすい構成、デザイン及びレイアウトが示されているか。         | 10  |
| 新たなモビリティサービス体系の提案                                            | 新たな時代に対応した、誰もが利用しやすい松江市の公共交通体系が提案されているか。          | 10  |
| 松江市の公共交通に関する自由提案<br>『10～20年後の松江市の公共交通』<br>『松江市におけるバス停のあり方』など | 自由提案に対して、事業者としての豊富な知識、技術及び経験が活かされた提案が示されているか。     | 5   |
| 類似業務受託実績及び業務実施体制の評価                                          | 会社の業務実績及び技術者の資格・実績は十分か。                           | 10  |
| 提案価格                                                         | 価格が提案内容に対して適正か。                                   | 10  |
| プレゼンテーション                                                    | プレゼンテーションの内容が明確かつ簡潔なものか。本業務に対する意欲が感じられるか。         | 10  |
| 審査総合計                                                        |                                                   | 100 |

※評価目安

|       | 高評価   | 評価できる | 普通  | やや低評価 | 低評価 |
|-------|-------|-------|-----|-------|-----|
| 配点 15 | 15～13 | 12～10 | 9～7 | 6～4   | 3～1 |
| 配点 10 | 10～9  | 8～7   | 6～5 | 4～3   | 2～1 |
| 配点 5  | 5～4   | —     | 3   | —     | 2～1 |